

第 1 回福岡市個人情報保護審議会特定個人情報保護評価部会

日 時	平成26年12月10日（水） 15：30～17：30
場 所	福岡市役所 15階 1503会議室
出席者	<p>特定個人情報保護評価部会（敬称略，委員は五十音順）</p> <p>部会長 村上 裕章</p> <p>委 員 石森 久広</p> <p>委 員 五十川 直行</p> <p>委 員 馬場 明子</p> <p>関係課</p> <p>総務企画局 ICT戦略室</p> <p>ICT戦略室長 西村 孝志</p> <p>システム刷新課システム刷新係長 原 龍一</p> <p>システム刷新係員 川原 芳和</p> <p>(株)ケーケーシー情報システム 小柴 宏記</p> <p>事務局</p> <p>総務企画局行政部情報公開室</p> <p>情報公開室長 豊嶋 英司</p> <p>個人情報保護係員 曾我 まどか</p> <p>個人情報保護係員 浅地 瑞保</p>
議 題	<p>1 特定個人情報保護評価の概要</p> <p>2 福岡市の特定個人情報保護評価のスケジュール</p> <p>3 特定個人情報保護評価書の概要説明</p> <p>4 評価の進め方について</p>

議題 1 特定個人情報保護評価の概要

（事務局） 概要について説明。

（委員） 評価部会では何をすればよいのか。

（事務局） 各事務担当課が作成した評価書の内容が，十分かどうかの点検をしてもらうことになる。（番号法第 27 条及び特定個人情報保護評価に関する規則第7条について説明。）

（委員） 意見募集に対する意見が提示された場合，修正等はどのように行うのか。

（事務局） 反映させるかどうかは，行政側の裁量と考えられており，出された意見の中に，採用すべきものがあつた場合には，その意見を反映させて修正する。公募した意見については，意見の概要及び修正を行ったか否かを整理したうえで，審議会で提示することを考えている。

（委員） 市民意見の集約は，どのような形で出されるのか。

（事務局） 評価書に関する市民意見募集は，パブリック・コメントに類似した手続きを考えている。評価書を

ホームページ等で公表し、1か月程度意見を募集する。その上で、出た意見につき、必要に応じて評価書の修正を行い、修正したものを部会に提出する。ひとつの案件につき、内容説明の回と、審議及び結論を出す回の、計2回部会を開催してはどうかと考えている。説明の時点では、まだ意見募集手続きが終わっていないが、結論を出す時点では、意見募集を踏まえて作成した、最終的な評価書をご提示し、検討していただくことになる。

なお、意見の提出手段としては、手紙や電子メール、意見箱への投函等が考えられる。提出意見は、項目ごとに一覧表を作成し、意見の概要と実施機関の考え方を示し、評価書や計画に変更すべきところがあれば、その旨を記載した書面を作成することになる。

(委員) 会議の公開について聞きたい。

(事務局) 個人情報保護審議会運営要領第5条で、部会の会議は公開すると規定しており、原則として公開で行うが、情報公開条例第38条のただし書により、審議の内容が非公開情報に該当する事項に関するものであるときは、非公開とすることができる。評価書に非公開情報が記載されている場合は、本部会も非公開で行う必要があることから、事務局で内容の確認を行い、部会の意見を伺ったうえで、その都度、非公開の決定をすることとしたい。議事録についても同様である。

(部会長) 諮問と答申は、どのような取扱いになるのか。

(事務局) 第三者点検について、審議会に諮問を行い、審議会が答申を作成する。答申は公表される。

(部会長) 審議中に、評価書に対し修正を要するとの意見が出た場合、どのような取扱いとなるのか。審議会の意見をもとに、修正してもらい、修正したものを最終的に妥当な内容であるとするのか。内容が不十分という評価を下すことも有り得るのか。

(事務局) その点については、審議要領等を協議していきたい。

議題2 福岡市の特定個人情報保護評価のスケジュール

(システム刷新課) 議題2について説明。

議題3 特定個人情報保護評価書の概要説明

(ケーケーシー) 議題3について説明。

議題4 評価の進め方について

(システム刷新課) 議題2について説明。

(ケーケーシー) 議題3について説明。

(部会長) 評価書の検討項目については、各実施機関が決めることになるのか。

(ケーケーシー) そうである。指針は出ているが、国は必ず指針に従うように、とは言っていない。自治体によっては、いくつか項目をピックアップして点検項目としているところもある。リスク対策の箇所を中心に

審査している自治体が多いと聞いている。

- (委員) 諮問はどのような形でされるのか。全体的に包括的に諮問されるのか、それとも諮問の段階で、審議内容を限定されるのか。
- (事務局) その点については、まだ検討していない。基本的には国から示された審査の観点を参考として、これに準じた形にしていこうと考えている。ポイントを絞った部分についての説明ということになるだろうが、審議事項の限定は、今のところ考えていない。諮問についても同様である。
- (部会長) 説明の中で、再々委託に関する内容があったが、再々委託を防ぐ手立てや、有効な方法はあるのか。
- (ケーケーシー) 契約書への明記や誓約書の提出、定期的な点検報告の求めといった対応が考えられる。
- (委員) 特定個人情報の提供と移転についてだが、例えば、税の担当課から年金事務の担当課に、直接情報が送られるということか。
- (ケーケーシー) 直接ではなく、システムを通して情報が送られることになる。
- (委員) 評価書内で、リスク対策について「十分である」としているが、それはあくまで自己評価にすぎず、真実かどうかはわからない。この場でどこまで掘り下げて審議するべきか。
- (事務局) 国の制度として、評価書は自己点検とされているので、自己評価が原則であり、真実性など、監査的な視点での判断を部会で行う必要はないと思われる。
- (部会長) 制度の評価と、それが実際に守られているかは別の問題であるが、少なくとも、制度としてきちんと働くかどうかは、部会で検討する必要があるだろう。
- (委員) 評価書は、全国共通の様式なのか。
- (事務局) 国の特定個人情報保護委員会が作成した、全国共通の様式である。また、住民基本台帳に関する事務については、国がひな形を各自治体に提示している。自治体によって違う部分はあるが、共通的な部分は、概ねそれにならった記載になっている。
- (ケーケーシー) 社会保障に係る事務は、各自治体で独自サービスや独自システムを行っているが、住民基本台帳や税は、法律に則った事務なので、全国共通化しているだろう。

議事終了 閉会